

3 役員の報酬等に関する規定

変更前	変更後
(定義) 第2条 この規定でいう役員とは、 <u>理事及び監事</u> をいう。	(定義) 第2条 この規定でいう役員とは、 <u>評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事</u> をいう。

変更前	変更後
(理事会の出席) 第3条 役員が <u>理事会</u> に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。	(評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会の出席) 第3条 役員が <u>評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会</u> に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

変更前	変更後
(理事の報酬) 第5条 <u>理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。</u>	(評議員、評議員選任・解任委員、理事の報酬) 第5条 <u>評議員が評議員会、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会、理事が理事会、出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。</u>